

愛知県青少年保護育成条例（抜粋）

（保護者等の青少年有害情報の閲覧等の防止義務）

第十八条の二 保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者並びにインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）について、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（同条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の活用その他の適切な方法により、青少年の閲覧、視聴又は聴取を防止するよう努めなければならない。

2 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により青少年有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等）

第十八条の三 次に掲げる者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）を提供する契約（以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）

二 携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者

2 前項の場合において、当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）及び青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該保護者の氏名及び青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第一項、第二項又は前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

6 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。